○亀山市公共基準点管理要綱

平成19年10月30日

告示第121号

(趣旨)

第1条　この告示は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、公共基準点の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において「公共基準点」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　街区三角点及び街区多角点

(2)　地籍図根三角点

(3)　街区三角点又は街区多角点を一時撤去し、又は移転したことにより再度設置した測量基準点

(使用手続)

第3条　公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、公共基準点使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3　前項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、公共基準点を使用する際は、公共基準点使用承認書を常時携帯し、市職員又は公共基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者(以下「土地所有者等」という。)の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　使用者は、公共基準点の使用を終了したときは、公共基準点使用報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(一時撤去及び移転)

第4条　公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要のある工事(土地所有者等の施工する工事を除く。)を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　工事の概要が分かる書類

(2)　位置図及び掘削位置と公共基準点との位置関係を明示した平面図

(3)　公共基準点及びその周辺が確認できる写真

(4)　再設置位置図

3　市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、公共基準点(一時撤去・移転)承認書(様式第5号)を交付するものとする。

4　土地所有者等は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要のある工事を施工する場合は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第5条　工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転することによりその機能に支障が生じた場合は、原則として当該公共基準点の構造と同様の構造を有するものを再び設置し、及び測量の成果を修正することによりその機能を回復しなければならない。

2　前項の場合において、同様の構造を有するものを再び設置することが不可能な場合は、市長と協議のうえ構造を変更することができる。

(機能回復工事等)

第6条　前条に規定する機能を回復するために必要な工事及び作業(以下「機能回復工事等」という。)は、原則として工事施工者が行わなければならない。

2　工事施工者は、機能回復工事等を行うときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3　工事施工者は、機能回復工事等が完了したときは、速やかに公共基準点機能回復工事等完了報告書(様式第7号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

4　工事施工者は、前項の規定による検査に合格しなかったときは、速やかに補修して再検査を受けなければならない。

5　第4条第4項の規定による請求があった場合における機能回復工事等は、市が行う。

(費用の負担)

第7条　工事施工者は、機能回復工事等に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その費用の全部又は一部を市が負担する。

(周知)

第8条　職員は、市民がこの告示を適正に活用できるよう、この告示の趣旨及び手続について周知を図るように努めなければならない。

(その他)

第9条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。